

○ 室蘭市立小中学校設置条例中一部改正の件について

1. 条例改正の理由

白蘭小学校及び本室蘭中学校を再編し、義務教育学校として白蘭学園を設置するほか、所要の改正を行うもの。

2. 条例改正の概要

義務教育学校の設置に伴い、条例の題名に義務教育学校を加えるほか、白蘭小学校及び本室蘭中学校の規定を削除し、新たに義務教育学校の表を設け「室蘭市立白蘭学園」を追加するもの。

また、本市に新たに義務教育学校を設置することに伴い、改正条例の附則において、小中学校の規定のある他の条例について、小学校、中学校のほかに「義務教育学校」の規定を追加するもの。

3. 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

4. 新旧対照表

○ 室蘭市立小中学校設置条例 新旧対照表

改 正 後	改 正 前																																
<p><u>室蘭市立小学校、中学校及び義務教育学校設置条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 本市に学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第1項の規定に基づく<u>室蘭市立小学校、中学校及び義務教育学校</u>(以下「<u>小学校等</u>」<u>という。</u>)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>小学校等</u>の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">小学校</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>室蘭市立喜門岱小学校</td> <td>室蘭市石川町282番地の36</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">中学校</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>室蘭市立港北中学校</td> <td>室蘭市柏木町361番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">義務教育学校</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室蘭市立白蘭学園</td> <td>室蘭市白鳥台2丁目2番1号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		室蘭市立喜門岱小学校	室蘭市石川町282番地の36	名称	位置	(略)		室蘭市立港北中学校	室蘭市柏木町361番地1	名称	位置	室蘭市立白蘭学園	室蘭市白鳥台2丁目2番1号	<p><u>室蘭市立小中学校設置条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 本市に学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第1項の規定に基づく<u>室蘭市立小学校、中学校</u>(以下「<u>小、中学校</u>」<u>という。</u>)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>小、中学校</u>の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">小学校</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>室蘭市立白蘭小学校</u></td> <td><u>室蘭市白鳥台2丁目2番1号</u></td> </tr> <tr> <td>室蘭市立喜門岱小学校</td> <td>室蘭市石川町282番地の36</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">中学校</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>室蘭市立港北中学校</td> <td>室蘭市柏木町361番地1</td> </tr> <tr> <td><u>室蘭市立本室蘭中学校</u></td> <td><u>室蘭市白鳥台2丁目5番1号</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		<u>室蘭市立白蘭小学校</u>	<u>室蘭市白鳥台2丁目2番1号</u>	室蘭市立喜門岱小学校	室蘭市石川町282番地の36	名称	位置	(略)		室蘭市立港北中学校	室蘭市柏木町361番地1	<u>室蘭市立本室蘭中学校</u>	<u>室蘭市白鳥台2丁目5番1号</u>
名称	位置																																
(略)																																	
室蘭市立喜門岱小学校	室蘭市石川町282番地の36																																
名称	位置																																
(略)																																	
室蘭市立港北中学校	室蘭市柏木町361番地1																																
名称	位置																																
室蘭市立白蘭学園	室蘭市白鳥台2丁目2番1号																																
名称	位置																																
(略)																																	
<u>室蘭市立白蘭小学校</u>	<u>室蘭市白鳥台2丁目2番1号</u>																																
室蘭市立喜門岱小学校	室蘭市石川町282番地の36																																
名称	位置																																
(略)																																	
室蘭市立港北中学校	室蘭市柏木町361番地1																																
<u>室蘭市立本室蘭中学校</u>	<u>室蘭市白鳥台2丁目5番1号</u>																																

○ 室蘭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

新旧対照表 附則第2項関係

改 正 後	改 正 前
<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校<u>(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)</u>に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もつて当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もつて当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p>

○ 室蘭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

新旧対照表 附則第3項関係

改 正 後	改 正 前
<p>(一般原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、道、市、小学校<u>(義務教育学校の前期課程を含む。第11条及び第27条において同じ。)</u>、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(一般原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、道、市、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 (略)</p>

○ 室蘭市学校給食センター条例 新旧対照表 附則第4項関係

改 正 後	改 正 前
<p>(設置の目的)</p> <p>第1条 本市は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき<u>室蘭市立小学校、中学校及び義務教育学校</u>において行われる学校給食を適正かつ円滑に実施することを目的として、学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。</p>	<p>(設置の目的)</p> <p>第1条 本市は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき<u>室蘭市立小・中学校</u>において行われる学校給食を適正かつ円滑に実施することを目的として、学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。</p>

○ 室蘭市いじめ防止対策審議会及び室蘭市いじめ調査委員会条例
新旧対照表 附則第5項関係

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会は、委員の選定に際し、市内の<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>と利害関係を有しない者を選定するよう努めるものとする。</p> <p>4、5 (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会は、委員の選定に際し、市内の<u>小学校</u>と利害関係を有しない者を選定するよう努めるものとする。</p> <p>4、5 (略)</p>